

# 相談現場から見た救済制度の実情

奨学金問題対策全国会議事務局長  
弁護士 岩重佳治

## 救済制度の意義

貸与型奨学金と他の借金→違うのは？

【将来の仕事や収入】が分からないときに借りる

- ・ 誰でも返済困難になる危険
- ・ その危険は、飛躍的に高まっている

→返済困難者に対する救済制度は

**制度の根幹！**



しかし、実際は???

# 返還期限の猶予

## ●返還期限の猶予とは

災害、傷病、経済的困難、生活保護受給中、在学中など、一定の返済困難な理由がある場合に、1年ごとに返還を猶予する制度。

経済困難の目安

給与所得者 年収(税込)300万円以下

その他 年間所得(必要経費等控除)200万円以下  
所得控除あり

# 返還期限の猶予 何が問題か？

## ●利用期間の制限(経済的困難)

5年→10年

その後どうする？

## 返還期限の猶予 何が問題か？

### ●延滞がある場合

猶予を利用するには

原則：**延滞分の元金と利息を全て支払え！**



支払えないから延滞が生ずるのに...

## 返還期限の猶予 何が問題か？

### ●延滞据え置き型の猶予

2014年4月から導入

だけど...

経済的困難の目安

通常の猶予の基準

年収300万円以下(年間所得200万円以下)

延滞据え置き型

年収200万円以下(年間所得130万円以下)

# 返還期限の猶予 何が問題か？

## ●Aさんのケース

- ・40代男性
- ・年収30万円
- ・親族から食料の援助 暖房は電気毛布1枚
- ・神経的な病気で入院

2011年に機構から請求→一部時効の主張

2014年1月 裁判所から支払督促  
延滞金含め300万円超の請求

# 返還期限の猶予 何が問題か？

## ●Aさんの訴訟の経過

Aさんの対応

2014年11月 延滞据え置き型の猶予を知り、申請。

機構の対応

**2014年4月に遡って** 規則を変更!!!

←Aさんが猶予申請した1か月後の2014年12月

**・法的手続に入った事案、時効を主張された事案などは、延滞据え置き型の猶予が使えなくなりました**

そんなことが許されるのか？

→機構の説明

規則には、猶予「できる」、免除「できる」と書いてある。

どうした場合に猶予するか、免除するかは、**すべて機構の裁量**です。

## 減額返還制度 何が問題か？

### ●減額返還制度とは

一定の要件に合致する場合、1回あたりの割賦金を2分の1に減額して、返還期間を延長する制度

### ●何が問題か

- ・適用期間は最長10年
- ・延滞があると使えない

## 返還免除 何が問題か？

### ●返還免除制度とは

精神、身体の障害で労働能力を喪失したり、労働能力に高度の制限を有する場合など、一定の事由がある場合に、返還の全部または一部を免除する制度

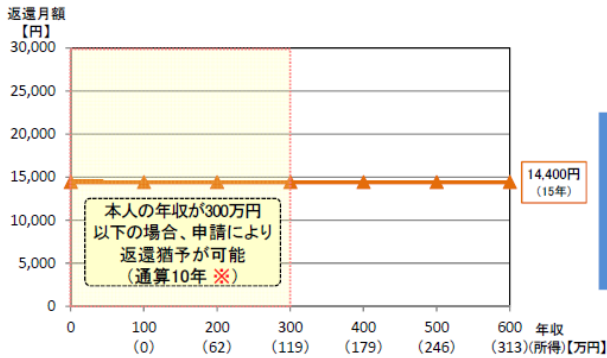
### ●何が問題か

- ・猶予を何年か繰り返した後でなければ、免除を申請させないという運用が、事実上、なされている。  
←症状固定または回復の見込みがないことが要件、と説明される
- ・延滞があると利用できない。
- ・一部免除を受けた場合、同じ病名では残額の猶予が受けられないという運用がなされている

# 新制度における返還イメージ

返還のモデルケースとして、無利子奨学金の私立自宅生の貸与額(貸与総額259.2万円、貸与月額5.4万円、貸与期間48月)を設定

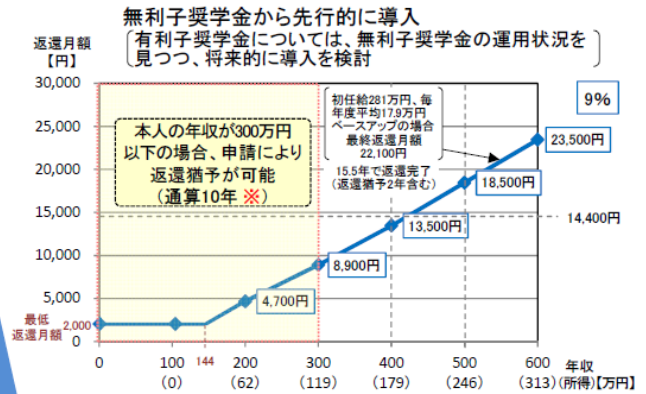
## 現行制度



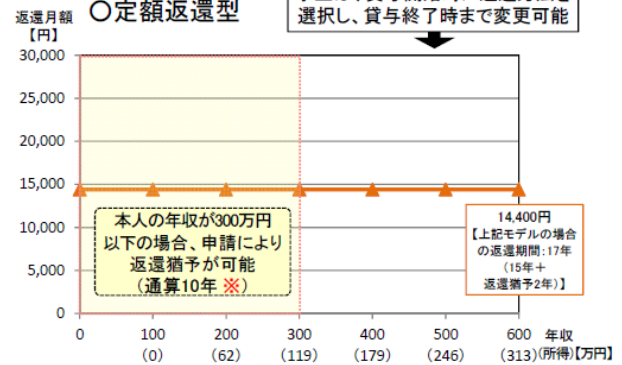
※ 奨学金の申込み時に、家計支持者(保護者等)の年収が300万円以下の場合、返還猶予の期間制限なし  
 【現行の所得連動返還型無利子奨学金制度による措置】  
 → 新制度においても引き続き適用

## 新制度

### ○新所得連動返還型



### ○定額返還型



# 有識者会議の第一次まとめ

- \* 年収0円から返還開始  
 所得が発生する年収(144万円)未満でも、  
**毎月2,000円!**を支払わせる。
- \* 年収300万円以下は、猶予の申請が可能と言うが...  
 ◎経済的困難による**猶予の申請可能年数は10年!**  
 (奨学金申請時の家計支持者の年収が300万円以下の場合には期間制限なし)
- ◎猶予制度は**機構の裁量!**
- \* 返還期間 返還完了まで又は死亡又は障害により返還不能となるまで
- \* 扶養者の所得も考慮

救済制度が使えれば、私達は必要ない！



事実をよく見て 実効性のある議論を！